

長門市から転出される方へ

ご質問があれば、お電話でお問い合わせください

長門市役所 本庁
(代) 0837-22-2111

長門市から他の市町村へ転出される方は、新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市町村役場で転入手続きをしてください。(なお、正当な理由なく14日以内に転入届をされない住民基本台帳法第51条の規定により、50,000円以下の過料に処せられることがあります。)

- 転入手続きに必要なもの (1) 転出証明書 (2) 印鑑
(3) 本人確認書類(運転免許証など)
(4) 新住所地の正確な名称及び地番号
- 下記に該当する人は、手続きを行ってください。

対象となる方	長門市での手続き	担当課名	新住所地での手続き
印鑑登録者	印鑑登録証を返納してください。	市民課窓口係 (23-1128)	改めて登録手続きを行ってください。
住民基本台帳カード所持者	住民基本台帳カードを返納してください。		改めて交付申請手続きを行ってください。
国民年金の加入者	被保険者証を返納してください。	市民課 国保年金医療係 年金医療担当 (23-1129)	年金手帳・印鑑を持って住所変更(転入)届をしてください。
後期高齢者医療の被保険者		改めて取得手続きを行ってください。(負担区分等証明書が必要です。)	
国民健康保険の加入者	長門市の国民健康保険被保険者証を返納してください。	国保担当 (23-1130)	改めて加入手続きをしてください。
福祉医療の受給者	受給者証を返納してください。(受給者証のコピーをお渡しします。)	地域福祉課 地域福祉係 (23-1245)	改めて加入手続きを行ってください。(受給者証のコピー又は、課税証明書が必要です。)
児童手当の受給者	受給事由消滅の手続きと税務課で所得(課税)証明書を受けてください。	地域福祉課 子ども未来室 (23-1156)	所得(課税)証明書を持って、転出予定日から15日以内に手続きをしてください。
(特別)児童扶養手当の受給者	住所変更の手続きをしてください。		(特別)児童扶養手当証書を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害福祉サービス及び自立支援医療受給者証の所持者		高齢障害課 障害福祉係 (23-1243)	住所変更手続きをしてください。(手帳・受給者証を添えて)
介護保険 ※65歳以上の方	「介護保険被保険者証」を返納してください。	高齢障害課 介護保険係 (23-1158)	「受給資格証明書」を添えて認定申請をしてください。
※介護サービスを受給中の方	「受給資格証明書」を受けてください。		
原付バイクの所有者(125cc以下)	ナンバープレートを持参して、登録抹消手続きをしてください。	税務課市民税係 (23-1124)	新しいナンバープレートを交付してもらってください。
軽自動車	※山口ナンバーの自動二輪車・軽4自動車等は住所変更手続きをしてください。		
市内に固定資産をお持ちの方	資産の名義人の氏名と、お住まいの住所、転出先の住所をご連絡ください。	税務課 固定資産税係 (23-1125)	
水道・下水道を使用されている方	水道の閉栓・下水道の休止または、名義変更の手続きをしてください。	水道課 (22-8378)	担当窓口で手続きを聞いてください。
小中学校の児童・生徒	現在の学校で、在学証明書を受けてください。	教育委員会 学校教育課 (23-1263)	在学証明書等を持って入学手続きをしてください。
ケーブルテレビの加入者	脱退(又は休止)の手続きをしてください。	ケーブルテレビ 放送センター (23-1541)	

注意 ◎転出証明書を紛失されたときは、転出届をされた窓口に出してください。
◎転出証明書に記載されている「異動年月日」「転出予定地」が変更になっても有効です。